

地域警察官による高齢者保護活動等の推進要領

目次

- 1 趣旨
- 2 高齢者の生活実態、要望・意見等の掌握
- 3 巡回連絡等による世話役活動の推進
- 4 街頭活動における保護の推進
- 5 困りごと相談等の適切な処理
- 6 近隣協力者等による応急の救護
- 7 社会参加促進のための基盤づくり
- 8 広報啓発活動の推進
- 9 各種施策の総合性への配慮
- 10 資料の収集整備、活用等
- 11 適正な評価と賞揚

1 趣旨

この要領は、地域警察が常に地域住民に密着した活動を行い、住民の日常生活の安全と平穏を守ることを任務とすることにかんがみ、地域警察官がその勤務を通じて、管内の高齢者の生活実態、要望、意見等を十分掌握し、それに応じたきめ細かな世話役活動をその他の保護活動等を推進するため必要な事項を定めたものである。

2 高齢者の生活実態、要望・意見等の掌握

巡回連絡等による訪問活動をはじめ、地域警察活動を通じ、町内会、老人クラブの役員等のほか関係機関・団体等との連携により、高齢者の住居、生活等の実態、要望・意見、社会参加活動の可能な高齢者の実態、それらの者の意思、能力等を掌握するとともに、他の行政機関等が実施している社会参加活動や老人クラブ等の高齢者で組織している団体の結成状況、活動実態等の掌握に努める。

3 巡回連絡等による世話役活動の推進

(1) 世話役活動の推進

高齢者については、巡回連絡等を通じてこれらの家庭を訪問し、各種の世話役活動を行い、高齢者の要望・意見等を十分にくみ取り、その悩みや不安等を取り除くとともに、その生活実態等に応じて、緊急時における連絡方法の教示、犯罪や事故の防止のための指導その他関係機関や親族への連絡等の措置を講じる。

(2) 独居高齢者等に対する訪問活動

高齢者のうち、一人暮らしの高齢者、共に高齢者である夫婦、親子、兄弟姉妹、他人同士等の二人暮らしの世帯、3人以上で暮らしている世帯その他特に保護を行うことが必要と認められる高齢者（以下「独居高齢者等」という。）については、おおむね次の事項を勘案し、要保護性の程度に基づいて訪問の頻度等を設定し、積極的に保護活動を推進する。

ア 近親者等身寄りの居住地までの距離、所要時間及び音信の状況

イ 災害等の発生時における危険回避能力

- ウ 健康状態（持病の有無、程度等）
- エ 痴ほう症等の有無又はその程度
- オ 犯罪の被害を受けやすい要因
- カ 過去における保護歴等

(3) 訪問活動実施計画の策定

前(1)及び(2)により高齢者の訪問活動を実施するに当たっては、あらかじめ実施計画を立て、計画的推進を図る。

通常の巡回連絡実施計画の策定においてもこの点に着意し、効率的な訪問活動に配意する。

4 街頭活動における保護の推進

高齢者は、一般的に肉体的機能や判断力が低下しているため、屋外等における単独行動の際には、事故・事件に遭遇する危険性が高いことから、交通事故、火災、水難等各種の災害、事故等の被害防止のために、警ら、警戒等のあらゆる街頭活動を通じ、高齢者に対して現場における介護その他の保護措置や具体的な指導・助言等を行うとともに、保護者、関係機関・団体等に対し、必要な連絡・指導を行うなどの確な保護を推進する。

5 困りごと相談等の適切な処理

訪問時等における高齢者からの困りごと相談や諸願届に対しては、相手の立場を思いやって親切に対応するとともに、特に何らかの措置を要すると認められる事項については、その内容を本署の地域警察幹部に報告させ、当該地域警察幹部又はその指示を受けた所管区勤務員において、必要に応じ、他の警察部門やその他の関係機関との連携を図りつつ、適切かつ迅速な処理に努める。

6 近隣協力者等による応急の救護

独居高齢者等に係る事故、事件等の緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、通報、応急の救護措置等が講じられるようにするため、必要に応じて自治会役員、民生委員、独居高齢者等の近隣居住者等へ協力を依頼することにも配意する。

7 社会参加促進のための基盤づくり

高齢者の年齢、健康状態、生活実態等から社会参加の可能な高齢者に対しては、その者の意思等を勘案して、交番・駐在所連絡協議会の構成員に適格者を委嘱するなどのほか、他の警察部門や関係機関・団体等と連携を密にして、地域における防犯活動、交通安全活動等の社会奉仕活動、スポーツ・文化活動等の社会参加活動への積極的な参加を促進するための基盤づくりにも配意する。

8 広報啓発活動の推進

(1) 高齢者に対する広報啓発活動の推進

高齢者向けの記事を登載したミニ広報紙の恒常的発行に努めるほか、他の警察部門との連携により、高齢者が参加する防犯、交通教室等の各種会合に地域警察官を積極的に出席させ、身近な犯罪や交通事故等の予防対策、高齢者の地域活動事例等の紹介による各種行事・活動への参加の呼び掛け等を行うなどして、高齢者に対する広報啓発活動を積極的に推進する。

(2) 地域住民に対する広報啓発活動の推進

ミニ広報紙等のほか、市町村の広報紙等あらゆる広報媒体を活用し、また、各種会合等にできる限り地域警察官が出席するなどによって、地域住民が高齢者の保護活動に進んで参加・協力するような地域基盤を醸成するための啓発活動を推進するとともに、警察の推進する高齢者の保護活動等への理解と協力が図られるように努める。

9 各種施策の総合性への配慮

(1) 長寿社会総合対策委員会との関係

警察署の長寿社会総合対策委員会に地域警察の意見を反映させるとともに、同委員会の方針に沿った活動の推進に努める。

(2) 地域警察各活動単位の相互の連携

所管区勤務員、自動車警ら班等地域警察の各活動単位相互の連携を強化し、警ら活動を通じての異状の有無の確認、相談電話等で受理した困りごと相談の所管区勤務員への通報を励行させるなどにより、地域警察として一体的な活動を図る。

(3) 他の警察部門との連携の確保

他の警察部門との連携を強化し、積極的に情報交換を行うほか、他の警察部門に引き継ぎ、又は他の警察部門と共同で実施する必要がある事項については、関係部門と十分に連絡をとって総合的に推進する。

(4) 関係機関等との連携

各種施策及び活動の推進に当たっては、市町村等の関係機関のほか、民生委員、ホームヘルパー等高齢者の福祉活動に直接携わっている関係者や老人クラブ、婦人会、青年団等の関係団体と必要により連絡会を開催する等により意見交換を行うなど連携を密にし、施策等の効果的な推進に努める。

10 資料の収集整備、活用等

地域警察活動によって掌握した高齢者に関する実態については、おおむね次の事項に関し資料化し、それを整備、管理するとともに、継続的に管内の高齢者の実態を把握する。

ア 人定事項

イ 居住、生活等の実態に関する事項

ウ 扶養義務者、平素の介護者等及びこれらの者の連絡先と連絡方法に関する事項

エ 福祉関係機関・団体及びその担当者との連絡方法に関する事項

オ 民生委員、ボランティア等地域協力者に関する事項

カ 警察に対する要望・意見等に関する事項

キ 警察措置を必要とする事情、訪問活動の頻度等の必要とされる警察措置に関する事項

ク その他高齢者の保護に関し必要な事項

11 適正な評価と賞揚

高齢者に対する保護活動等は地道な活動であるだけに、地域警察官個々の活動実態を的確に把握し、適正な評価に努めるとともに、適時適切な賞揚を行い、活動に対する地域警察官の意欲と士気の高揚に努める。